

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 株式会社四日市市生活環境公社
環境部生活環境課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成25年11月26日から平成26年1月9日まで
- 4 監査期間 平成26年1月10日
- 5 監査対象年度 平成24年度
- 6 監査対象事項 出納その他の事務
- 7 監査方法 関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理及び財産管理等は適正に行われているか、財務諸表は適正に表示されているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質問等により行った。
また、所管所属に対し、出資団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかに重点をおいて、監査調書に基づく質問等により行った。

第2 監査対象の概要

- 1 設立年月日 昭和61年10月24日
- 2 資本金等（平成25年3月末日現在）
 - （1）発行可能株式総数 1,600株
 - （2）発行済株式の総数 600株
 - （3）払込資本金 30,000,000円
 - （4）四日市市の出資 12,000,000円（出資割合 40.0%）
- 3 役員数及び職員数（平成25年11月末日現在）
 - （1）取締役 6名
代表取締役 北川 保之
その他取締役 5名
 - （2）監査役 2名
 - （3）職員 84名（兼務役員を含む）
- 4 事業内容
 - （1）公園の維持管理等に関する事業
 - （2）下水道施設等の維持管理に関する事業
 - （3）一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事業
 - （4）生活環境の保全等に関する自主開発事業
 - （5）前各号に附帯する一切の事業

5 決算の状況

第27期(平成24年度)、第26期(平成23年度)の損益計算書、貸借対照表は次の各表のとおりである。なお、各表は、当法人作成の「決算報告書」から転記したものである。

(1) 比較損益計算書

科 目	平成24年度	平成23年度	対前年度増減額	増減率
	円	円	円	%
事業収益	798,674,659	805,115,801	6,441,142	0.8
事業原価	692,742,989	710,618,842	17,875,853	2.5
労務費	582,843,010	594,664,770	11,821,760	2.0
外注委託費	13,343,048	10,786,380	2,556,668	23.7
事業経費	96,556,931	105,167,692	8,610,761	8.2
事業総利益	105,931,670	94,496,959	11,434,711	12.1
一般管理費	62,072,428	61,583,820	488,608	0.8
事業利益	43,859,242	32,913,139	10,946,103	33.3
事業外収益	12,321,091	2,532,817	9,788,274	386.5
受取利息	2,062,016	2,057,118	4,898	0.2
雑収入	10,259,075	475,699	9,783,376	2,056.6
事業外費用	6,227,395	165,902	6,061,493	3,653.7
支払利息	0	161,102	161,102	皆減
雑損失	6,227,395	4,800	6,222,595	129,637.4
経常利益	49,952,938	35,280,054	14,672,884	41.6
特別利益	17,208,623	8,723,527	8,485,096	97.3
固定資産売却益	1,198,623	1,603,527	404,904	25.3
貸倒引当金戻入益	10,000	120,000	110,000	91.7
修繕引当金戻入益	0	7,000,000	7,000,000	皆減
その他の特別利益	16,000,000	0	16,000,000	皆増
特別損失	50,430,000	27,977	50,402,023	180,155.2
固定資産除却損	430,000	27,977	402,023	1,437.0
投資有価証券償還損	50,000,000	0	50,000,000	皆増
税引前当期純利益	16,731,561	43,975,604	27,244,043	62.0
法人税等	5,559,765	4,915,018	644,747	13.1
法人税等調整額	126,381	13,628,282	13,754,663	100.9
当期純利益	11,298,177	25,432,304	14,134,127	55.6

(2) 比較貸借対照表

科 目	平成 2 4 年度	平成 2 3 年度	対前年度増減額	増減率
	円	円	円	%
流動資産	464,641,819	390,771,821	73,869,998	18.9
現金及び預金	380,899,125	305,612,239	75,286,886	24.6
事業収入未収金	64,581,752	66,694,706	2,112,954	3.2
貯蔵品	11,398	16,868	5,470	32.4
前払費用	4,998,060	3,915,700	1,082,360	27.6
仮払金	269,391	287,010	17,619	6.1
未収入金	196,965	489,127	292,162	59.7
繰延税金資産	14,065,128	14,146,171	81,043	0.6
貸倒引当金	380,000	390,000	10,000	2.6
固定資産	519,376,581	571,268,499	51,891,918	9.1
有形固定資産	238,775,240	239,723,799	948,559	0.4
建物	95,528,805	92,839,296	2,689,509	2.9
構築物	11,315,152	13,591,755	2,276,603	16.7
機械装置	2	10	8	80.0
車輛運搬具	4,593,153	4,966,858	373,705	7.5
工具器具備品	1,961,976	2,949,728	987,752	33.5
土地	125,376,152	125,376,152	0	0.0
無形固定資産	1,995,265	3,399,693	1,404,428	41.3
水道施設利用権	299,250	332,250	33,000	9.9
電話加入権	324,584	324,584	0	0.0
営業権	1,371,431	2,742,859	1,371,428	50.0
投資その他の資産	278,606,076	328,145,007	49,538,931	15.1
投資有価証券	200,000,000	250,000,000	50,000,000	20.0
差入保証金	15,000,000	15,000,000	0	0.0
長期前払費用	491,051	237,406	253,645	106.8
長期繰延税金資産	63,115,025	62,907,601	207,424	0.3
資産の部合計	984,018,400	962,040,320	21,978,080	2.3
流動負債	88,247,531	78,135,753	10,111,778	12.9
未払金	21,492,749	10,032,563	11,460,186	114.2
未払法人税等	2,894,300	4,503,600	1,609,300	35.7
未払消費税等	8,138,900	8,281,100	142,200	1.7
未払費用	13,799,219	14,372,427	573,208	4.0

前受金	1,207,480	593,800	613,680	103.3
預り金	7,146,483	6,773,983	372,500	5.5
賞与引当金	33,568,400	33,578,280	9,880	0.0
固定負債	172,870,514	172,302,389	568,125	0.3
退職給付引当金	172,870,514	172,302,389	568,125	0.3
負債の部合計	261,118,045	250,438,142	10,679,903	4.3
資本金	30,000,000	30,000,000	0	0.0
資本金	30,000,000	30,000,000	0	0.0
利益譲余金	692,900,355	681,602,178	11,298,177	1.7
利益準備金	7,500,000	7,500,000	0	0.0
車輛等購入積立金	335,800,000	335,800,000	0	0.0
新規事業開拓積立金	70,000,000	70,000,000	0	0.0
再生資源事業積立金	76,000,000	76,000,000	0	0.0
繰越利益剰余金	203,600,355	192,302,178	11,298,177	5.9
純資産の部合計	722,900,355	711,602,178	11,298,177	1.6
負債及び純資産の部合計	984,018,400	962,040,320	21,978,080	2.3

第3 監査の結果

「株式会社四日市市生活環境公社」の出納及びその他関連する事務並びに所管所属の当法人に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【株式会社四日市市生活環境公社】

(1) 現金出納簿の管理について

現金出納簿の管理において、次のとおりの事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(ア) 小口現金出納簿の日付が繰り返し記号「#」で記載されていた。

(イ) 仮設レンタルトイレの現金出納簿やつり銭有高確認表が鉛筆で記載されていた。また、毎月末において所属課長の確認印が押印されていなかった。

(ウ) 「なんでも四日市の市」の現金出納簿をパソコンで管理しており、現金の出納の都度記帳し金銭の有り高と帳簿残高を照合できる方式になっていなかった。

(2) 会計伝票について

交通費や謝金の支払いにおいて、請求年月日、領収年月日が記載されていない事例や、請求者、領収者の印が押印されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【環境部生活環境課】

特になし

2 意 見

【株式会社四日市市生活環境公社】

(1) 交際費について

交際費の運用に基準も規程もなく、経営トップのその時の判断に委ねられており、事故につながる危険性がある。交際費の使用目的・対象や金額枠などの基準・規程を早急に立案し、取締役会の承認を得て、交際費支出の適正性の確保を図ること。 【改善事項】

(2) 決算分析について

決算分析とその検討が十分に行われているとは見受けられない。決算分析の精度向上とその活用のため、次の取組みを行うこと。

ア<比較分析>

決算の対計画比・対前年比等を行い、良化要因・悪化要因を抽出することで、決算分析の精度を向上させ、経営上の課題の把握につなげること。 【改善事項】

イ<経営指標>

決算分析の結果数値から、当法人にふさわしい経営指標をいくつか設定し、経年的に追跡・分析するなどして、経営陣がより分かりやすい経営資料を提供すること。 【改善事項】

ウ<部門別収支>

職員一人ひとりが、経営状況を理解しコスト意識を持たなければ、経営改善は見込めない。そのためには、事業部門別の収支表を早期に完成し、部門毎の課題発見や迅速な対応を活性化させることで、部門間での良い競争を促して、全員参加型の経営改善活動につなげること。 【改善事項】

(3) 自主事業について

自主事業の強化に向けては、株式会社として民間的な1円単位の経営感覚で臨む必要がある。平成21年度から開始した仮設レンタルトイレも、収支が赤字となっている。市場動向の分析を行い、拡大路線をとるならどのような対策を講じるのか、あるいは縮小・廃止路線をとるか、十分に検討すること。 【要望事項】

(4) 資産運用について(仕組み債の購入の件)

当法人における投機的要素の高い仕組み債の購入は、当法人の「資産運用方針」に違反するものである。新しい経営陣が、その損害補填等を当該役員に求め、1,600万円の補填金を回収した取組みはある程度評価できるが、将来の再発予防を含めて、次の2点を十分反省したうえで、以下の改善を行うことを強く求める。

(ア) 当法人役員1名の独断購入としてその損害補填を求めたが、平成17年度決算報告を受

けた時点で、仕組み債購入は確認していたはずの他の取締役が、違反を追及することなく、その後も何年かに亘り多額の仕組み債を購入し続けたことを許容した責任を再認識すること。

(イ) 平成17年7月から平成17年度の決算報告までの間の購入分に関しては、少なくとも総務担当の取締役は、その支払決裁時に疑義申立てや支払停止を行うべき責任があったことを再認識すること。

ア 決裁書や取締役会の記録がないということは、無決裁であり取締役会は開かれていないと判断されることを再認識し、過去の記録の再調査と今後の記録(日時・押印も忘れないこと)の保存を徹底すること。 【改善事項】

イ 損害額全額補填の追求のみに終わるのではなく、資産運用事故を中心に社内の違反に対して、その予防を大目的として、当事者、上司等関係管理監督者、取締役それぞれの責任と注意を喚起し、また、公平な責任負担を徹底するため『罰則規程』を早急に整備し、取締役会の承認を得ておくこと。 【改善事項】

ウ 当法人の規模及び業務内容から見て、過大な現金預金を保有していると判断される。事業目的を再確認し、余剰資金の発生を防ぐため、現有の3億8,000万円余の現預金額の削減と年々4,000万円~5,000万円の利益計上をカットするため、委託料の大幅な引下げを実施すること(設備の更新は減価償却引当見合いの資金を充当できる)。 【改善事項】

エ 投資有価証券について、必要な項目を網羅して毎期末に簡便・確実に照合チェックできるよう、管理票の様式を改めること。 【改善事項】

(5) 経営姿勢について(余剰資金を生まない経営へ)

巨額の余剰資金を保有し、活用をしなければと勇み足した結果の今回の事故を深く反省すること。

自分達のし尿処理サービスを行うことに市税や手数料を支払っている市民は、当法人が多額の利益を計上することを望んでいない。また、配当や法人税を支払うことも理解し難い。

し尿収集サービスについて、その対象世帯は減少を続けている。本市は、そのサービスを最後の一軒まで提供する義務があるが、これを委託業者に直接に依頼しても業者の経営持続が困難と判断し、当法人の運営を開始したと理解できる。すなわち、事業縮小・撤退の方向下でも、良質で低コストのサービスを市民に提供し続ける「縮小均衡経営」こそ当法人の経営姿勢の重大ポイントであって、巨額の余剰資金を積み上げることが目的ではない。「組織の簡素化」・「諸経費の削減」など経営改善を図るとともに、余剰資金を生まないレベルまでの「委託料等の引下げ」を早急 to 実施し、経営体質の改革を行うこと。 【改善事項】

【環境部生活環境課】

(1) 委託料の精査について

当法人の事業は、本市からの委託事業が大部分を占めている。公共性の高い当法人の収支バランスが適正なものとなるよう、委託金額の妥当性について、原価計算に基づき精査・引下げをすること。同様に、上下水道局にも委託料の精査・引下げについて申し入れること。

【改善事項】